

神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等行政処分取扱規程

(昭和54年3月1日 神奈川県警察本部訓令第6号)

最終改正 平成28年6月9日 訓令第16号 神生総発第209号

(概要)

この規程は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成26年神奈川県警察本部訓令第4号)、神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号。以下「取扱規程」という。)等に基づき、神奈川県警察における諸営業、銃砲刀剣類等の行政処分の事務処理について必要な事項を定めたものである。

主な内容

第1条趣旨

第2条処分の種別

第3条上申事由

第4条上申者

第5条上申書等の送付

第6条処分の執行

第7条処分の執行要領

第8条聴聞等の通知

第9条弁明録取者の指定